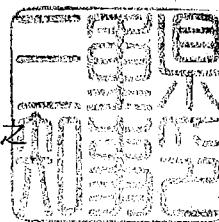


総務第07-102号  
令和5年11月13日

三重県議会議長様

三重県知事 一見 勝之



## 回答書

令和5年10月31日付け三議第188号で送付のありました稻森稔尚議員の質問について、別紙のとおり回答します。

事務担当

総務部財政課

(電話 059(224)2119)

(回答担当)

観光部観光総務課

(電話 059(224)2341)



(別紙)

1 質問項目及び内容

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者支援等の委託業務をめぐつて、近畿日本ツーリスト株式会社による過大請求が全国各地の自治体で明らかになり、同社社員が詐欺容疑で逮捕・起訴される事態になっている。本県でも令和3年に実施した観光事業者支援の委託業務で、実際に働いた人数よりも300人余り多く装った見積書を作成したりするなどして約1130万円もの過大請求があったことが明らかになっている。

全国的な近畿日本ツーリスト株式会社による不正請求・過大請求の実態を県としてどのように把握をしているのか明らかにされたい。

また、知事の立場から一連の事案をどのように受け止めているのか、本県が甘い対応をすれば今後の委託業務や補助事業等に悪影響を及ぼすことも考えられるが見解を伺う。

2 回答

全国的な近畿日本ツーリスト株式会社（以下「同社」と言う。）による新型コロナウイルス感染症対策事業に係る不正請求・過大請求については、新聞・テレビ・インターネット上の報道、同社の親会社であるKNT-CTホールディングス株式会社が設置した外部の専門家からなる調査委員会（以下「調査委員会」と言う。）による調査報告書、同社の報道発表資料及び同社津支店から情報収集を行っています。加えて、刑事告訴を行った自治体に対して、電話により直接、刑事告訴に対する考え方を確認してきました。

同社津支店において「三重県観光事業者支援金支給業務委託」に関する過大請求が発生したことは大変残念であります。加えて、令和3年度当時、新型コロナウイルス感染症の影響により、非常に苦しい経営状況にあった県内観光事業者を支援する事業においてこのような事案が発生したことは、県民や県内観光事業者の心情に鑑みると誠に遺憾に思っております。

本事案については、詐欺罪の構成要件を満たすかを確認すべく、（2）で後述する通り、同社に聴き取りを重ねるとともに、追加調査として必要な書類の提出を求め、提出された書類を精査した結果として、刑事告訴に至らないと判断したものです。

1 質問項目及び内容

(2) 同社が本県のみならず、各地で悪意をもって不正請求を行っている実態が散見される以上、組織的に不正請求が行われていたことを強く疑うことは当然のことであり、本年8月に公表された、同社の一連の不正請求に係る外部専門家で構成する調査委員会の報告書でも「企業体質に関わる根深い問題が

根底にある」などと同社の構造的な問題点が厳しく指摘されている。従つて、本県の委託業務のみを調査するだけではなく、同社の構造的な問題と捉えた対応が必要であると考えるが、「悪意がない」と判断するのであれば、その判断に至った明確な根拠や経緯、刑事告訴を行った自治体の事案や事後対応の相違点を具体的に明らかにされたい。

## 2 回答

### ①判断に至った経緯

令和5年5月2日、本県に対して、同社津支店から、本県と同社津支店が契約した「三重県観光事業者支援金支給業務委託」が過大請求の可能性があり、現在、社内調査中である旨の連絡がありました。

本県としては、外部の専門家からなる調査委員会が令和5年4月17日に設置されていることを同社津支店から聞き、同社による社内調査ではなく、調査委員会による調査を客觀性があり信頼すべきものと考え、調査委員会による調査結果を踏まえ、本県としての調査を実施することとしました。

令和5年8月9日、調査委員会が公表した調査報告書を精査した結果、調査委員会が調査した根拠資料の提出を求めることが必要であると判断したため、同社に対して調査委員会に提出した本事案に関する資料の提出を求め、令和5年8月10日、同社津支店から根拠資料を入手しました。

根拠資料を精査する中で、事務局の勤務状況やコールセンターの再委託内容等で疑義が生じた40項目について、同社から聴き取りを行うとともに書面で確認し、回答のあった内容を精査するうえで必要となる追加書類の提出を求めました。

その後、さらに書類内容の精査を進める中で、コールセンターの再委託内容で疑義が生じた項目について聴き取りを重ね、令和5年10月23日、本県において本事案に関する過大請求額を確定するに至りました。

### ②判断に至った根拠

同社が調査委員会に対して提出した根拠資料をもとに、第一に、令和3年度の実績報告書類の内容と数値が整合しているか、次に、意図的な改ざんがないかという観点で詳細調査を行いました。

本県として、同社津支店による過大請求が、詐欺罪の構成要件を満たすかについて、同社から提出された根拠書類を精査したところ、詐欺罪の構成要件である故意を確認することができなかったことから、刑法第172条（虚偽告訴罪）も踏まえ、刑事告訴は行わないこととしました。

### ③刑事告訴を行った自治体の事案や事後対応の相違点

刑事告訴を行った自治体の事案では、契約より少ない人数で業務を実施したにもかかわらず、人数を改ざんし、契約人数で業務を行ったように装い、虚偽の実績報告を行ったことが明らかになっており、詐欺罪の構成要件である故意によるものであったことを確認しています。

また、同社による過大請求に関する調査の際に、同社担当社員が勤務実績の改ざんを行い、また、同社支店長が過大請求の事実を把握していたが黙認したと不正を認めており、以上を踏まえ刑事告訴に至ったと聞いています。

一方で、本県の事案については、見積書に積算された人数と実績報告書の人数に309人分の差異はありました、差異については同社が裁量で認められていると認識し、実際に業務に従事した人数を実績報告書に記載したものです。このことについては、本県においても、同社から提出された根拠資料から整合していることを確認しています。

従って、実績報告書の人数は改ざんされておらず、詐欺罪の構成要件である故意は確認できなかったことから、刑事告訴は行っていません。

## 1 質問項目及び内容

(3) 本県の過大請求事案について県は「事業の目的は達成されており、本県に業務上の損害は発生していない」ことから刑事告訴はしないこととしている。一方で、大阪府東大阪市、静岡県掛川市、静岡県焼津市は、本県と同様の事案において同社社員を詐欺罪で刑事告訴を行っている。納税者の視点に立って本県の厳正な立場を示す必要があることから、同社を刑事告訴に向けて再調査、再検討を行うべきと考えるが県の見解を伺う。また、同社を本県の業務から指名停止とすべきと考えるが出納局の今後の対応を伺う。

## 2 回答

刑事告訴を行った自治体の事案では、(2) のとおり、契約より少ない人数で業務を実施したにもかかわらず、人数を改ざんし、契約人数で業務を行ったように装い、虚偽の実績報告を行うなど、詐欺罪の構成要件である故意があったことから刑事告訴を行ったと聞いております。

一方で、本県の事案では、詐欺罪の構成要件である故意は確認できず、刑事告訴は行わないとしたことから、現時点において再調査、再検討を行う予定はありません。

ただし、詐欺罪の構成要件である故意を示す新たな情報が得られた場合は、再調査及び再検討を実施し、改めて判断することとなります。

また、三重県における同社への指名停止については、大阪府東大阪市、静岡県掛川市、焼津市における新型コロナワクチン接種事業のコールセンター業務にて

人件費の水増し請求により詐欺容疑で逮捕者が出た事件に対し、令和5年7月25日から9月24日まで、2か月の指名停止（三重県においては落札資格停止）措置を実施しました。

今回、本県の契約においても過大請求があったことが判明しましたので、今後は、出納局において「三重県物件関係落札資格停止要綱」の規定に基づき、適切に対応していきます。

## 1 質問項目及び内容

(4) 観光部が10月25日に示した過大請求に係る説明資料には「事業の目的は達成されており、本県に業務上の損害は発生していない」ことのみが刑事告訴しない理由として明記されているが、観光部が当初説明した「業務上の損害がない」とこと、10月30日予算決算常任委員会で観光部長が答弁した詐欺罪の構成要件である「財産の移転がない」ことは意味合いが異なることから刑事告訴をしない理由には当たらず、刑事告訴をしない理由の説明としても不十分であると考えるが見解を伺う。

## 2 回答

刑事告訴をしない理由については、(2)のとおり、本県の調査において、同社津支店に故意は確認できなかったことによるものです。

従って、県を欺いて財産の移転をさせたものではなく、故意が認められないことを端的に答弁することが適切であったと考えています。